



# 認 証 書

事業者名 株式会社三重パーツ

道路運送車両法第80条の規定により、次のとおり自動車分解整備事業を認証する。

1 事業場の名称  
株式会社三重パーツ

2 自動車分解整備事業の種類  
普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業

3 対象とする自動車の種類  
(1) 対象とする装置の種類を限定しないもの

(2) 対象とする装置の種類を限定するもの及びその装置

動力伝達装置・走行装置・操縦装置・制動装置・緩衝装置

〔普通自動車（小型） 小型四輪自動車 小型三輪自動車〕  
〔小型二輪自動車 軽自動車〕

4 その他業務の範囲の限定  
なし

5 認証番号及び認証年月日

認証番号 三 第 3 5 1 9 号  
認証年月日 平成22年10月20日

平成22年10月20日

中 部 運 輸 局 長

森重 俊也

